

ニュージーランドにおける1980年代後半の幼児教育改革についての考察

-Education to be Moreを検討資料として-

A study of the early childhood education & care reform in the late 1980s New Zealand: from the "Education to be More".

石毛 久美子
Kumiko ISHIGE

要旨

今日、日本の幼児教育は大きな転換期にある。2010年「子ども・子育て新システムの基本制度要項」が纏められ、新たな幼児教育制度構想が明らかとなった¹⁾。豊かな社会の実現に向け、社会全体で子ども・子育てを支援していくことが求められた。しかし今もって、政府の果たすべき役割は何か、地域の住民や子育て家庭の役割はいかにあるべきかといった、それぞれの機能や役割については議論の余地があり、検討の争点となっている。

ニュージーランドでは、1980年代中葉から90年代にかけて、幼児教育改革がダイナミックに行われた。経済財政的困難を抱えて実施された幼児教育改革においては、その方針や方途をめぐり活発な議論が展開された。なかでも幼児教育に対する政府の関与の必要性や、コミュニティや家族の役割については説明が求められ、改革方途に少なからず影響を及ぼした。

本研究では「さらなる教育」(Education to be More, 1988)を、幼児教育における各立場の役割内容に着目し考察することを通じて、同国における幼児教育改革の方針について考究した。結果、幼児教育は国家再生に寄与するものとして、その意義は示され、ニュージーランド社会全体が幼児教育に関心を向ける必要性を説明したことが明らかにされた。そしてこれを前提に、家庭における教育と幼児教育機関における教育とで構成される「幼児教育」を充実発展させていくことなどが改革方針として明らかにされた。

【キーワード】 幼児教育 改革 ニュージーランド

はじめに

本稿の目的は、1980年代後半のニュージーランド(New Zealand)における幼児教育改革の方針の一端を明らかにすることである。この目的を達成するため、主な検討資料としてEducation to be More, 1988)、通称「ミード報告」(Meade Report)²⁾を取り上げ、当該報告書を幼児教育³⁾における政府、コミュニティ⁴⁾、家族のそれぞれの立場に期待された役割に着目して検討する。なお、本稿はニュージーランドにおける1980年代後半の幼児教育改革の特徴と課題を明らかにする研究の一環をなすものである。

ニュージーランドでは、1980年代から90年代にかけて経済・行政改革を背景とする大規模な教育改革が行われた。幼児教育分野においては、幼保一元化による幼児教育制度の再編、保育者養成制度の整備、新たな補助金制度導入の検討などを通じて、幼児教育⁵⁾の量的拡大と質的向上が目指された。

とりわけ1980年代後半は、国政において経済財政的復興に向けての対応が一層推進されるようになり、いわゆる「小さな政府」を目指し、規制緩和、市場の競争原理を導入した改革が行われた⁶⁾。幼児教育改革においても、現状を見据えた新たな方針や

課題の検討が求められた。幼児教育分野への国家投資によってもたらされるであろう成果を見込んだ改革の必要性が指摘されたといえる。

こうしたなか、改革の基本方針と施策案を盛り込んだ政策文書「5歳前」(Before Five, 1988)⁷⁾作成に向けての調査と検討を目的に専門調査委員会が設置された。調査委員会が纏めた「ミード報告」は、幼児教育の目的、位置づけ、形式や機能等について助言と提案をしており、改革方針を形付けた文書といわれる。それは、同報告の施策案の多くが、そのまま政策文書においても採用されていることから理解できる。

本稿では、「ミード報告」を検討するにあたり、政府、コミュニティ、家族それぞれの幼児教育における役割について、それらがいかなる事由から説明されたのかに着目するが、その点に着目する理由は次の点に纏められる。

1980年代中葉以降、幼児教育改革の方針をめぐっては、当該分野における市場原理導入の妥当性と適応性に関して議論が展開されていた。その争点のひとつは、「小さな政府」を目指すなかで、幼児教育において誰がどのような役割を担うのか、またそれはどのような事由によるものなのか、幼児教育に対

する政府の関与の必要性、コミュニティと親の機能・役割内容の説明にあった。すなわち、その内容を明らかにすることは改革の方針、ひいては幼児教育改革の特徴の一端を明らかにすることになると考えられる。

今日、日本におけるニュージーランドの幼児教育に関する研究は、カリキュラおよび評価、言語教育政策等を中心にその文献を散見することができ、それらからは当該国の幼児教育制度あるいは改革について論じる上で示唆を得ることができる。中でも、松川⁸⁾、松井と瓜生⁹⁾、池本¹⁰⁾等の研究は、1980年代以降の幼児教育改革における具体的政策、例えば、幼保一元化や子育て支援プログラム等の政策の展開を述べている点で重要であるといえる。また、1980年代後半から90年代にかけての経済・行政改革に関連する論及は、医療、福祉、教育分野等においても幅広く見られる。但し、教育分野にあっても、同時期における幼児教育段階の改革の全体的方針方途についての研究知見は十分とはいえない状況である。

以上を踏まえ、本稿では、まず第一期ロンギ労働党政権下の幼児教育改革を経て生起された課題について考察し、二期政権下の改革における隘路を明らかにする。そして、その考察を踏まえ、幼児教育に対する政府、コミュニティ、家族のそれぞれの役割内容を「ミード報告」から読み取り、最終的に1980年代後半の幼児教育改革の方針の一端を明らかにし、今後の課題を述べることにする。

1. ロンギ労働党政権下の幼児教育改革

1970年代以降、ニュージーランドは英国のEC加盟(1973年)やオイルショックなどによってもたらされた深刻な経済・財政危機に直面していた。その危機的状況からの回復に奔走する中で実施された1984年の総選挙は、まさにこの国の転機となる選挙であった。9年間政権の座にあった国民党に代わり、ロンギ首相(David Lange)率いる労働党が政権を担うことになり、ニュージーランドは、この経済危機からの脱出を新政権に託すことになったのである。結果、同国は、後に「改革の時代」であったと称されるほど、1980年代中葉から1990年代にかけて、さまざまな分野で改革を行った。

第一期労働党政権(1984～86年)における幼児教育改革は画期的なものとなった。中でも、教育(Education)と養護(Care)を統合した概念「エデュケア」を制度的に実現した幼保一元化(1986年)は海外からも注目を集め、高く評価された¹¹⁾。

ニュージーランドの幼保一元化は、保育所¹²⁾が幼稚園と同じ教育省(当時 Department of

Education) 管轄下に置かれることにより実現された。このことは、子どもの成長発達と保護者の就労および生活を同時に保障する必要性が公に認められることを意味するものとして評価された。とくに働く母親等をはじめ幼児教育関係者には、これを機に幼稚園と比べて劣悪な状況にあった保育所保育の質的な向上や施設設備の充実の期待をもたらしたとされる¹³⁾。さらに、幼児教育機関や施設やサービス(以下、幼児教育機関と略記)を統合設置するのではなく、既存の幼児教育機関の共存を前提とした一元化は、幼児教育関係者等の賛同を得る一因となった。

幼保一元化にあわせて、幼児教育者の養成制度の見直しも検討された。幼保一元化を実質的に補填するためには、幼保統合型の幼児教育者養成課程の設置は必需策と考えられた。この点については時の教育大臣マーシャル(Cedric Russell Marshall)も、幼児教育の質は教育者の質に拠るところが大きいと理解し推し進めた。しかし、こうした教育大臣の改革への熱心さは、当時の経済財政状況を考慮すれば、全てに快諾されるものとはいえず、その職位の進退に与えた影響も少なくなかったといわれる¹⁴⁾。別言すれば、それほど幼児教育改革が大胆かつ積極的に遂行されたことがうかがえる。

1987年、第二期政権が開始され、幼児教育分野では改革の進展に伴い生起された問題への対応を含め、次のステップを踏むための検討課題が明らかにされた。なかでも、幼児教育機関間における格差の是正は喫緊の課題として取り上げられた。先述したように、ニュージーランドの幼保一元化は、一省庁下における既存の幼児教育機関の共存を前提とした柔軟性を有するものであった。これは幼児教育機関の歴史的変遷や運営形態など独自性や多様性を尊重したものであったが、一方で一元化したことで、既に機関が抱えていた課題、例えば教育環境、教育者の資格要件や取得状況、補助金等の面で、機関間の「格差」がより鮮明に露呈したのである。とりわけ補助金の配分については、幼保一元化の後も不公平感が強く残っている状況にあった。そこで、幼児教育改革においては、幼児教育分野内での予算配分における平等感を高め、幼児教育機関間の格差を解消し、幼児教育機関全体の質的向上が喫緊の課題とされた。

こうして新政権の発足を機に、幼児教育分野ではダイナミックかつ急進的ともいえる改革が展開された。この展開に、幼児教育関係者等は戸惑いさえ感じたといわれている¹⁵⁾。そこには教育大臣の幼児教育改革へ熱心に取り組む姿勢に賛する一方で、合理性や効率性を求める社会的な動向を無視できない

状況に迫れている不安を感じていた。次に、そうした戸惑いの内実を詳しく見ていく。

2. 幼児教育改革における隘路

政権が二期目に入り、政府は経済財政改革に拍車をかけた。教育分野全体にも「小さな政府」作りを目指した検討を積極的に要請していくことになる。マーシャルに代わり、教育大臣を兼任することになったロンギ首相は、実業家ピコット (Brian Picot) を中心とする教育特別委員会を設置し (1987年7月)、教育分野への市場原理の導入を軸とする改革案の検討を指示した。教育特別委員会は、まずもって効率性や合理性を重視した教育行政組織の再編を掲げ、1988年、報告書「卓越のための管理 (Administering for Excellence)」、通称「ピコット報告」 (Picot Report) を纏めた。そして、この報告書に提示された枠組みをもって、各教育段階において具体的な改革案を盛り込んだ政策文書の作成が検討されることになった。

当時の政府の幼児教育改革への姿勢は、財務省による予算骨子案 (1987年) から看取できる。ここでは、教育分野への市場原理の適応と妥当性が説明されるとともに、教育分野全体における政府の姿勢が示され、幼児教育については次のように説明された。

まず幼児教育に対する親の第一義的な責任が強調されるべきであり¹⁶⁾、幼児教育の社会への有益や貢献については、認知受容するものであるが、それによって生じる益は、とりわけ低所得者層の一部限られた子どもに対してのものである、という見解である。つまり、市場原理の導入、効率性や合理性を追求する枠組みにおいて展開する幼児教育改革では政府の幼児教育への関与は一部を除いて消極的であることが望ましいと解され、政府の積極的な関与あるいは補助は最小限に抑えることが妥当であるという姿勢を明らかにしたといえよう。

一方、こうした政府の改革への姿勢は、先の検討課題を抱えた幼児教育改革においては、従順には受け入れ難いものであったといえる。合理性や効率性の追求のうえでは、かかる投資は限られた範囲に抑えるという政府の姿勢を前にしては、潤沢な補助を期待することは難しい。そうなれば、全体的な向上をもって幼児教育機関間における格差を解消しようとする取り組みは立ち行かなくなる。

さらに、親が幼児教育における第一義的責任者であることが具体的な説明なしに強調されたこと、またそのことが社会的経済的に不利な状況に置かれた子どもへの教育とあわせて説明されたことも幼児教育関係者等の不安を煽る要因となった。教育は、本

来、家庭において行われるものであり、それが能わない場合、具体的に言えば、子どもを預けて働かざるを得ない場合に限り、政府が救済措置を採るといった飛躍した解釈がなされることは避けられず、それは全ての子どもに「エデュケア」の機会を確保しようと幼保一元化を実現してきた改革の進展を阻むものとなる。こうした混乱は回避したいことがらであったといえよう。

このような背景を抱えて、幼児教育段階の政策文書策定の検討はすすめられた。政治的アジェンダの遡上に乗った幼児教育改革の方針や方途は、政府の姿勢 (枠組み) に対し、どのように形作られていくことになったのか。具体的に言えば、幼児教育における政府の関与の必要性や役割をいかなる事由において求め、またコミュニティや家族の役割はいかに確認されたのか。次に、それら回答を「ミード報告」から読み解き、改革の方針を探求していく。

3. 幼児教育における政府、コミュニティ、家族の役割 —「ミード報告」より—

ロンギ首相は、Anne Meade を中心とする専門調査委員会 (Ministerial Working Party) を設置し、幼児教育段階の政策文書「5歳前」起草に向けての検討を命じた。

調査委員会は、ニュージーランドの社会政策改革の原理原則¹⁸⁾を遵守することを確認した上で、幼児教育のより公正なシステムの確立を目指し¹⁹⁾、先の「ピコット報告」の枠組みにおいて、1980年代後半以降、90年代を見据えた幼児教育改革の方針とその具体的施策を「ミード報告」として纏めた²⁰⁾。

以下、政府、コミュニティ、家族の役割について考察を行うが、その前に注視しておきたい点がある。

まず、検討においては「ピコット報告」に相当する内容事項であれば、これまでの幼児教育に関する関係者および団体等の識見や提案も審議に取り入れていく姿勢を示した点である。これは、ニュージーランド社会における幼児教育に対する意見や要望を反映させることを試みたと考えられる。

次に「ミード報告」においては、目指すべき「理想」の幼児教育、すなわち、すべての幼児教育が備えるべき要素をはじめに述べている点である。それは、①子どもにとって重要な役目を果たすものであること、②子育てを担う者にとって重要な役目を果たすものであること、③文化的生存と次世代への伝達にとって重要な役目を果たすものであること、である。幼児教育にはこれら3つの要素が全て備わっていることが重要であるとされ、この点を踏まえて幼児教育の充実が目指されるべきであると説明され

た。

そして、幼児教育に携わる各立場の役割についての捉え方を明示している点である。すなわち、「ミード報告」では、幼児教育に関して、政府、コミュニティ、家族には、それぞれ定義可能な責任・役割領域があると説明する。そして、それらは相互関係にあり、それぞれが十分に遂行されなければ、幼児教育は効果的に機能し得ないと捉える。

これらの点は、「ミード報告」の特徴とも言えよう。

では、各立場の幼児教育における役割はいかに説明されたのか、政府、コミュニティ、家族の順にみていく。

幼児教育における政府の役割

まず報告においては、「20世紀初頭から、政府は継続して、幼児教育に対して援助する義務があることを認めてきた」と、政府のこれまでの幼児教育に対する貢献について指摘し、その立場は今後も変わらず求めていくことを確認した。そして、政府が幼児教育に対して関与する必要性と役割を次の点から説明した。

①幼児教育の安定的計画的な実施のための保障。

報告では、次の事由により、政府は補助金等提供の資金源としての役割を担うことが説明される。

1. 幼児教育は、その性質上、家族またはファナウ (whanau)²¹⁾ (以下、家族と略記) が子どもの成長発達において必要なすべての知識・技術を備えることは困難であり、またその全てを家族に求めることは不合理かつ不可能である²²⁾。つまり、家族が幼児教育を適切に施すためには、通常、幼児教育機関によって補填される必要が生じると理解するが、その場合、かかる経費の全てを個の家族が負担することは困難であり、また同様にコミュニティに負担させることも能わないものとする。2. すでに、補助金の不足ゆえに止むを得ず閉鎖に追い込まれている幼児教育機関がある。これを考慮するならば、利用者やコミュニティ等の状況に左右されない、政府の安定した補助金が幼児教育の供給においては不可欠となる。3. 幼児教育機関間において直接的間接的に格差が生じているのは²³⁾、政府のこれまでの幼児教育に対する援助あるいは関与の仕方に要因があると捉える。これまでと同様、幼児教育への直接的なイニシアティブはコミュニティや団体等に委ねる方針に変わりないが²⁴⁾、現状、幼児教育の質への影響を無視できないほどの設備や機能、保育内容等質的な格差が存在している状況は看過できない。よって、政府は、こうした幼児教育機関間の格差解消に努め、社会経済的な変化に応じつつ、全体的長期的な計画的枠組みを構成し、幼児教育が適切かつ

平等に提供するため組織的に関与する必要がある。

②ニュージーランドの文化的継承の保障。

政府は、ワイタング条約に則り、同国の先住民であるマオリの文化や言語を次世代にわたり継承していくために援助や補助をしていく責務を担っていることをすでに確認している。むろん、その背景には、マオリ文化が同国の文化的な豊かさに寄与するものであるという評価がある。よって、マオリの文化や言語の継承において必要な資源を備えた幼児教育は、子どもたちにマオリ文化継承の意義を伝えていく機会と捉え、十分に援助する必要がある。

③女性の権利の保障。

これまで政府は、幼児教育についての価値を理解する際、それが母親に与える効果や貢献についての議論を実質的に取り扱うことはなかった。それは「子育ては家庭で、主に母親(女性)が担う」という「伝統的」な子育て観が存在していたことが主な要因といえる。しかし、政府は、女性省の設立 (Ministry of Woman's Affairs, 1985) に見られるように、権利保障や女性の社会経済的な活動への参加による評価および効果の観点から、女性の社会参画について積極的に受容していく姿勢を示している。これを考慮するならば、政府が幼児教育の充実が母親に与える益についても理解を深め、母親に実質的に自身のライフスタイルを選択できる環境を保障することは自明となる。よって、幼児教育の質の改善を図り、保護者にとっても幼児教育へアクセスしやすい環境を整える必要がある。

以上、政府は、幼児教育機関における課題が生じた背景には、これまでの政府の関与の仕方に問題があったことを認識し、課題解決を含め幼児教育の充実のため、関与の必要性があると説明した。また家族の幼児教育に対する責任について指摘しつつ、係るコストの全負担の不合理性と不可能性を述べた。さらに、政府の一貫した改革姿勢を示すため、マオリ文化や言語の継承保障の機会、女性(母親)のライフスタイルにおける選択肢を実質的に保障する機会を確保する点からも関与の必要が求められた。これらの事由により、例えば、新たな補助金制度の検討、幼児教育施設やサービスを組織運営する団体等の援助、コミュニティとの連携協力の強化、幼児教育施設およびサービスの質的管理・監督²⁵⁾、幼児教育者の養成や研修の機会の提供²⁶⁾、幼児教育に関する全体的長期的な計画の立案などが施策案として提案された。

幼児教育におけるコミュニティの役割

ニュージーランドの幼児教育の発展において、コ

コミュニティが果たしてきた役割が大きいことは知られている。そのことは同報告においても確認され、今後も継続していく必要を示している。コミュニティの関与の必要性とその役割は以下のように説明する。

①コミュニティメンバーのニーズの把握と支援。

コミュニティは、そのコミュニティのニーズを直接的に把握できる立場にある。その特徴を幼児教育においても発揮し、コミュニティ内のニーズを具体的に把握し、コミュニティのニーズを充足するため、ほかのコミュニティ、専門機関あるいは政府へとニーズを伝え、連携・協力を図り、コミュニティメンバーを援助する必要がある。

②幼児教育におけるイニシアティブの発揮。

これまで政府による幼児教育機関への全体的な管理・監督が適切に実施されてこなかったなかで、コミュニティには幼児教育機関に対するイニシアティブが大幅に認められ、その役割を果たしてきた経緯がある。そのため、同じ幼児教育サービスであったとしても、コミュニティ間での対応の違いにより異なる状況が生じてきたこともあった。しかし、そうした経緯を踏まえてもなお、コミュニティは大部分が利用者（家族）の代表者によって構成されるものであることから、そのニーズを直接的に把握できる。これに鑑み、幼児教育に関する意思決定、資金全般の配分等の提案の中心的存在となる必要がある。また、そのイニシアティブの発揮においては、幼児教育の充実あるいは質を保障するため、利用者（家族）、幼児教育機関およびサービス、政府等をつなぐ役割を果たし、そのイニシアティブを発揮していく必要がある。

以上、コミュニティはこれまでの実績を踏まえて、その特徴を最大限に生かし、イニシアティブを発揮していくこと、そして政府、利用者（家族）、幼児教育機関およびサービスを情報の共有や保育の質的保証等の面で繋いでいく役目をする必要性を説明した。具体的にコミュニティメンバーで構成される理事会の設置、政府と幼児教育機関とを相互的につなぐチャーターの導入などが施策案として検討された。

幼児教育における家族の役割

①子どもの養護や教育における第一義的責任者。

法的指導等の例外を除いて、共に暮らす家族またはファナウ²⁷⁾は、子どもの養護及び教育における第一義的責任者である。但し、これは家族だけで幼児教育を行うことを意味するものではない。それは

不合理かつ不可能と捉える。幼児教育において家族による養護・教育は、幼児教育機関およびサービスにおける養護・教育とは区別される。これを考慮し、家族は子どもの幼児教育を受ける権利を保障しなくてはならない。具体的に、家族による養護・教育を保障するとともに、子どもが幼児教育機関を利用する機会を保障していく必要がある。また、家族がその役割を遂行するにあたっては、母親自身も自らの活動を実質的に選択できるような環境を整える必要があることを認識する必要がある。

②ニュージーランドの文化・言語の継承。

家族は、大人たちが自身の文化や言語にアクセスする機会を評価し獲得しようとするように、子どもにも自身のバックグラウンドである文化や言語に確実にアクセスできるような環境を用意することに関心を向けていく必要がある。またそうした場として幼児教育を認識することが求められる。

③国際舞台で活躍する人材を育成。

現在のところ、ニュージーランドの家族は、幼児教育の効果を、わが子の学業成績や就職実績に傾倒して捉えがちである。しかしそれだけでなく、家族は子どもには将来に向けて様々な選択肢が用意されていることを知り、成長発達においては創造的な経験を得られる機会を多く提供していく必要があることを認識しなくてはならない。家族や親は、(子育ての情報や技術を磨き)親としての力を高めていく必要がある。これを家族や親自身が認識することは、(ニュージーランドの子どもを)国際競争に遅れることなく、やがて世界舞台で活躍できる人材として養成することに繋がるであろう。すなわち、家族や親が幼児教育について理解し、自らの子育て力を磨くことは、家族という個の益のみならず、ニュージーランド社会全体の益へ連動するものであることを認識する必要がある。

以上、家族は前提として幼児教育において第一義的責任を有しており、それを実行しなくてはならないこと、幼児教育を通して文化の担い手を育てること、ニュージーランド社会において優秀な人材を育てることを事由に、幼児教育に関与していく必要があると説明された。そして、家族が役割を果たしていくために、家族または親としての技術を高めていく機会、具体的に幼児教育機関への参画 やそこにおける幼児教育者との協働体制を構築していくこと、親教育プログラムを実施することなどが提案された。

1980年代後半の幼児教育改革の基本方針

かつて高度な社会福祉国家と謳われたニュージー

ランドは、未曾有の経済財政危機の中で再生への方途を模索していた。幼児教育改革が国家のアジェンダとして位置付けられ、重視された背景には、国家再生へ向けての期待と思惑が複雑に絡みあっていたといえよう。

これまで、1980年代後半の幼児教育改革の方針を明らかにすべく、改革における隘路を踏まえ、「ミード報告」を幼児教育における政府、コミュニティ、家族のそれぞれの役割に着目し考察をおこなってきた。では、それら考察から見えてきた改革の方針を以下の点にまとめていく。

(1) 幼児教育改革をどのように捉えるか

ニュージーランドの幼児教育がコミュニティや家族の力に大幅に依存してきた歴史や、当時、同国は経済財政的に困難な状況を抱えていたことを考慮すれば、政府の幼児教育への関与を積極的に求め、そのために果たす役割を明確に示したことは改革の方向性を示す特徴として指摘できよう。そして、このことは、「小さな政府」を目指す政府に幼児教育の積極的意義を認めさせる必要性、具体的に言えば、ニュージーランドにおいて幼児教育がもたらす効果、それが国益につながるものであると受容させるための説明（論理）を要請したといえる。

では、どのような説明がなされたと理解できるだろうか。まず、幼児教育の整備あるいは充実発展がもたらす効果を概して以下の点に求めた。①ニュージーランドの次世代を担う優秀な人材を創出することは、同国の文化的経済的発展へ繋がることとなる。②女性の生き方に現実的な選択肢を用意することは、女性の権利保障と社会参画を促し豊かな国家を創造することになる。

このことから、幼児教育は、ニュージーランド社会の再生と発展に寄与するものであり、改革そのものが、国家の目指す社会経済的復興に適うものであると説明したといえる。これはまた、幼児教育が個の子ども、家族の益に焦点化されるものではなく、健全かつ豊かな社会構築に向けて有益な影響をもたらすものであること、またそのことに注視する必要性を説明したと理解できよう。このことは、幼児教育が社会経済的に不利な状況に置かれた者への救済措置という課題に矮小化されるものではないという論拠も同時に導き出したといえる。さらに、幼児教育による益は、結果的にニュージーランド市民全てにもたらされるものであるから、幼児を育てている、いないに関わらず、全ての者が幼児教育に関心を向け、それぞれの役割において援助していく必然性を見出した。

(2) 幼児教育改革をどのように支え、進展させるか。

幼児教育のニュージーランド社会への意義を念頭にいた幼児教育改革の方途は、以下のように理解できる。まず、改革の指針を示す「ミード報告」において、「幼児教育」とは家族による養護および教育と、幼児教育機関（専門家）による教育との両者によって成り立つものであることが明確にされたことは指摘しておく必要があるだろう。これは先述の「子育ては家族で」という伝統的な子育て観の見直しを意味するとともに、幼児教育機関の整備が不可欠であることの事由を説明したといえる。但し、これは家族の子どもの養護および教育における第一義的責任を軽視するものではなく、まさに家族自身が果たすべき役割が明確にされたことを意味するものと捉えられる。それは、幼児教育機関との連携協力や親教育プログラムの実施など、家族は、その第一義的責任を果たしていくための養育力、教育力を身につけることが要請されたことから理解できる。

こうして、家族による養護および教育は、幼児教育の片輪を意味するものとして位置づけられたと理解できる。幼児教育における家族の責任を強調したことは、先の政府の考えにも適応するものであったといえよう。

一方、幼児教育機関は残された片輪として整備される必要が生じてくる。とりわけ、これまでの複雑かつ非効率的なシステムが、保育の質的側面を含めた幼児教育機関間の格差を生んでいること、そして、その格差が子どもの幼児教育機会の保障と女性の社会参画を妨げる要因のひとつとなっていることを示すことによって、政府がそれら課題を解決し、充実安定した幼児教育が提供されるようなシステムを備える必要性が導き出された。結果、政府は安定した補助金制度の検討、幼児教育者の質的管理等、積極的かつ組織的な関与をしていくことになる。但し、その直接的なイニシアティブはニーズを具体的に把握できるという点から、コミュニティに委ねる方途を採用し、「小さな政府」を目指す改革路線に沿い、効率的かつ合理的な管理運営制度の構築を目指したといえる。

以上、「ミード報告」の考察から、幼児教育改革を通じて、国家再生への益を説明することで政府をはじめ、ニュージーランド市民すべてが幼児教育に関心を向ける必要性を導き出していること、そしてそれを前提に、ニュージーランド社会あるいは子どもに対する責務を踏まえて、幼児教育に携わる者には、それぞれどのような役割を担う必要があるのか明確にしていること、幼児教育は「家族」と「幼児教育機関」の教育の両輪で施されるものと捉え、そ

の両者の充実発展を検討していくことが幼児教育改革の方針・方途の一端として明らかとなった。

おわりに

1980年代後半のニュージーランドの幼児教育改革は、まさに国家再生という同国の命題と結びついてきたといえる。合理性や効率性を求め「小さな政府」を企図した政府の姿勢は、広く教育分野においても貫かれ、幼児教育改革もこれに倣うことが要請された。改革にあらわれたこの隘路に活路を見出すために繰り返し強調されたことは、ニュージーランド社会再生における幼児教育の意義であった。これは政府との板ばさみの渦中で纏められた「ミード報告」を検討することによって明らかになったものである。ただし、こうした意義を強調することが、結果的に幼児教育を国家再生の装置として確かに位置づけることとなったのか、その点については、本稿の「ミード報告」の検討からは読み取れない。しかし、いずれにしろ幼児教育が社会的経済的な変動をもたらすほどの力あるものとして認識されたことは確かであろう。また、「ミード報告」の検討を通して「幼児教育」がどのようなものであるか確認されたことは重要であろう。なぜなら、幼児教育機関（専門家）の課題解決に傾倒しつつあった改革において、家族の幼児教育への取り組みについても新たに真正面から検討していく必要が生じてきたからである。これら考察から明らかとなった事柄は、1980年代後半の幼児教育改革を理解するうえで貴重な知見といえる。

今後は、幼児教育改革が「家族」と「幼児教育機関」との両輪で進展していくことが確認されたなかで、とりわけ「家族」に求められた役割を遂行するために、政府がどのような関わりをしていくのか。すなわち、ニュージーランド社会における幼児教育の意義を実現するため、家族がその第一義的責任を果たせるように、政府が私事的領域内の事項である「家族」の養育、教育にどのような事由と方途で介入していくことになるのか探求していきたい。

す。また幼児教育機関とは、広く相談サービスを含む6歳までの、幼児と子どものケア及び教育に関する正規のサービスを指す。但し、特別な要件を備えた特殊なサービスについては除外していることが説明されている。さらに、幼児教育機関において保育に携わる者は幼児教育者と表記する。

- 1 内閣府ホームページ「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/pdf/youkou.pdf> (情報取得 2011/1/11)
- 2 The Early Childhood Care and Education Working Group, Education to be More, Ministry of Education, 1998.
- 3 Education to be More において、幼児教育は6歳までの幼児と子どものケア及び教育の行為をさ

- 4 Education to be More においてコミュニティとは、次のように説明される。限定された地域で幼児と住んでいる家族集団というよりも広い意味で、同じ場所（場所の定義は、町、都市、農村地帯において変化する）に住む全ての者を意味する。
- 5 本稿において日本における幼児教育について述べる場合、これは平成17年1月中央教育審議会答申内の記述に基づき、幼稚園教育のみならず、保育所等で行われる教育あるいは地域における教育、家庭教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育をさす。
- 6 石附実・笹森健編『オーストラリア・ニュージーランドの教育』東信堂、2001、p.120.
- 7 Ministry of Education, Before Five, 1988
- 8 松川由紀子『ニュージーランドの保育と子育ての支え合い』溪水社、2000.
- 9 松井由佳、瓜生淑子「ニュージーランドにおける乳幼児保育制度—幼保一元化のもとでの現状とそこからの示唆」、奈良教育大学紀要第59巻第1号（人文・社会）、2010.
- 10 池本美香「Studies 保育制度改革を考える—ニュージーランドとスウェーデンの改革を参考に」Japan research review 13(1), 77-129, 2003
- 11 Anne Meade and Carmen Dalli, Review of the Early Childhood Sector, New Zealand Annual Review of Education TE AROTAKE A TAU O TE AO O TE MATAURANGA I AOTEAROA, 1991.
- 12 保育所 (Education and Care Centre) には、(有料)私立幼稚園も含まれる。なお、幼稚園 (Kindergarten) は、一般に「無償の私立幼稚園」のことを指す。
- 13 ニュージーランドでは、家庭での子育てが重視されてきた風潮があった。そのため託児は軽視され、社会福祉省の管轄にある保育所に対しての補助金は抑えられてきた歴史的経緯がある。
- 14 Helen May, Politics in the Playground, 2001
- 15 Ibid.p.203,
- 16 ここにおける「親」とは母親を指していたことが文献等から読み取れる。
- 17 「ミード報告」の巻頭言には「この政府は、幼児教育を、その社会政策において優先権がある

- ものとみなします。」と説明がある。このことから当該政権において幼児教育改革が重要検討事項として捉えられていたことを理解できる。
- 18 原理原則とは、すなわち①ワイタング条約の原則を实践すること、②女性の社会的、経済的地位を改善すること、③基本的人権と自由を保障する法的環境を整え、差別の除去に取り組むこと、④ニュージーランドに居住する太平洋諸島民族や他の少数派民族の文化の必要性、(ニュージーランド社会への)貢献と伝統を認めること、⑤ニュージーランド社会において家族という集団を強化することである。
- 19 検討に当たっては、・幼児教育における柔軟性と多様性、・コミュニティの意思決定、資源配分、アカウントビリティの手続きへの関与、・消費者のニーズへの対応、・サービスへの最大限の利用可能性、・適切な費用で運営されるサービスの増設、・子どもおよび家族の権利の促進についても積極的に扱っていくことが示された。
- 20 「ミード報告」は、第一期労働政権下での改革を含め、幼児教育関係者等による改革提案文書も検討資料として用いられたことが示されている。The Early Childhood Care and Education Working Group, op. cit.,1.2.2.
- 21 「家」や「家族」を表わすマオリ語で拡大家族を意味する。
- 22 加えて、家族またはファナウは、幼児教育に係る様々な情報を全て集約し分析することも不可能であること、さらにそれらに係るコスト全てを背負うことも現実的には適わないことを指摘している。
- 23 また幼児教育者の賃金についても、サービス毎で必要とされる資格や基準が異なることから、他の学校段階等に比しても全体的に低賃金である幼児教育者の給与・賃金にも格差が生じていた。
- 24 これまで幼児教育やサービス実施のイニシアティブは、コミュニティや団体等に、その多くが任されてきた。また政府自身が幼児教育のプロバイダーになることはなかった。この体制については継続理解する必要があると説明される。
- 25 政府は、幼児教育施設およびサービスの適切な認可基準を規定するための法的な枠組みを定める必要があるとともに、基準にもとづいて幼児教育施設およびサービスを審査することが求められると説明される。あわせて幼児教育に関する国家ガイドライン策定の必要性を指摘している。
- 26 認可基準の設立に関わって、幼児教育者の養成および研修に関する経費を負担し、幼児教育施設およびサービス提供者に対しても適切な助言ができるシステムの構築を検討する必要性が述べられている。
- 27 「家」や「家族」を表わすマオリ語で拡大家族を意味する。
- 28 具体的に、子どもの成長発達において、周囲の大人との関係を常に安定的に確保するため、利用する幼児教育機関へ、その計画段階から運営に至るまで積極的に参加していくことを意味する。